

第30回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月28日(金) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広	
	17番	尾崎 香			

4. 提出議題

報告第38号 6月分許可状況について
報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第40号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第37号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第38号 農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 宮下 桂子	主査 竹田 由之

6. 会議の概要

局長 本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、17名でございます。
それでは、安原会長、お願いします。

会長 お暑い中、ご苦労様でございます。
いや本当に暑いですね。
なかなかコロナウイルスも収束がまだ見えないような状況で、いろいろ計画されていることも、なかなか計画通りに進んでおらないというようなことでございます。
そのような中、今日、JA全農県本部の米価の仮渡しの件が報道されました。
もっと下がるのかなと思っていたんですけど、昨年対比で、コシヒカリは900円のマイナス、新之助は1,800円のマイナスということでございます。
ちまたで、もうそろそろ刈り取りが始まっております。
うちも今日、二日目の刈り取りをしているところですが、もう米になっておまして、出来の方はそんなに悪くないのかなど。今、こしいぶきを刈っておりますけれども、量的にも、品質的にもそんなに悪くないというようなことが、米にして初めてわかりました。
かなり倒れているところが目立ってきておりますが、草たけがすごく長いのが、今回の特徴なんじゃないかなというふうに思います。
今日は、全員の皆様から来ていただいてということだったんですが、こういうご時世でございまして、農地パトロール報告会を9月総会に実施することとし、農業委員の皆さんだけの総会ということになりますので、皆様からご協力をよろしく願いいたします。
それでは座らしていただきまして会議の方進めます。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第30回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。12番の斎木 壽次委員、13番の山川 政明委員、よろしく願いいたします。
本日の報告事項については4件、議案については4件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議長 まず、報告事項ですが、
・報告第38号 6月分許可状況について
・報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第40号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
以上、報告事項4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 では報告事項について説明します。
1ページ、報告第38号、6月分許可状況についてをご覧ください。
令和2年6月に申請されましたものは、3条申請が1件、5条申請が3件でした。
いずれも、慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。

次に2ページ、報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知をご覧ください。
7月に届け出がありました。合意解約は2件です。
一番については、圃場の状態が悪く、耕作できる状態ではないため、今年から作付せず、保全管理をしています。
2番については、貸主の体調が回復したこと、また、借主の耕作が一区切りついたこと

により、貸主自身で耕作を再開するために、解約となりました。

次に、3ページ、報告第40号、農地転用事実確認証明等報告についてです。

7月につきましては、農地の転用事実確認に関する照会が2件です。

内容につきましては、1番、2番とも過去に住宅敷地拡張、住宅造成として5条の転用許可を受けたもので、転用目的が実現され、現在も引き続き管理されていることを、地区担当委員と現地確認をしております。

次に、4ページ、報告第41号、農地法第3条の3の規定による届出件数報告についてです。

7月に届出のありました相続件数は10件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いたします。

議 長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いたします。

議 長 無いようですので、報告事項4件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番については、申請地は、大字吉木地内、登記地目、田が1筆、登記地積2,702㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

譲受人は、高柳1丁目に在住し、会社員の傍ら両親の農作業を手伝っていて、認定農業者を目指して父親の農地である申請地を贈与で初めて譲り受けて、今後、経営を拡大していきたいという、新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、事務局で聞き取り調査を実施しました。

申請に至った経緯は、現在、農業の主体となっている父の跡を継いで、農業参入したいということから、まず父から農地を贈与で譲り受けて、農業経営を開始したいものです。

農業の経験については、5年前位から父から教わりながら農業機械の操作を始め、今年、勤務先の会社と相談し、春作業のため休職し、田植えを終わらせ、8月の最終週から10月までは、秋作業に取りかかるということで、再度、休職して実施するとのこと。

今後は、許可を受けて所有権を譲り受け、申請農地での収穫で実績を作って、それ以降に認定農業者の認定申請手続きを進めていきたいとのこと。

農地の取得については、相談があれば、他者の農地を取得していきたいが、基本は、実績を積んで父の農地や機械施設を徐々に譲り受けて経営移譲していきたいとのこと。

農業機械については、父の所有する農業機械一式を使いながら作業していくということで、農業経験は、家族所有農地の手伝い等で経験は十分であり、耕作労力については、申請者の仲間や家族の補助も可能とのこと。

最終的には、年齢も若く、意欲を持って農業に取り組んでいくことを確認して、特段問

題ないと判断することで出席委員全員同意したところです。

譲渡人は、子供である譲受人に世代交代する第一歩として、所有農地の1筆1圃場を贈与により譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目、畑が2筆、登記地積合計1,009㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

譲渡人は、父が亡くなり、相続で所有権を得ましたが、県外在住で耕作管理できないことから、地元の親戚に管理してもらいながら、譲り受けてもらえる方を探してきたところ、このたび、譲受人と話がまとまったため、これを機に譲受人に売買により譲り渡すものです。

以上、2件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番については、2番の東條 進委員

2番については、13番の山川 政明委員より、お願いします。

2番

案件の1番の申請農地につきましては、8月12日に譲受人である新規就農者のヒアリングを行いまして、意欲を持って農業に取り組みたい姿勢を感じ取りました。

申請農地の現地確認につきましては、翌日の13日に、圃場の管理状態のよいことを現場で、確認させていただきました。

譲受人の申請農地の詳細につきましては、ただいま事務局の説明の通りでありましてよって特段問題ないものと思います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

13番

今月12日に事務局と現地確認いたしました。

事務局の説明通りなのですが、譲渡人は、住宅も処分し、東京で生活しており、耕作管理もできない状況です。

譲受人は昨年にも、他の田を購入して、規模拡大を望んでいる方です。特に問題ないと思われまますので、よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

議 長

それでは、議案第35号の質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長

ちょっと一つだけお聞きしたいことがあるのですが、先ほどの一番の方の説明の中に認定農業者になるというような説明がありましたけど、認定を受けるのは、いつでも認定を受けられるのですか。

何年に1回とか年に1回だとか、そんな取り組みはあるのですか。

事務局

ただいまのご質問についてお答えします。

認定農業者の認定につきましては、5年後の農業経営をどうするかということを目指してやるということになっておりますが、認定については、新規の場合は、随時受付して、審査、そして、判定をするということになっております。以上です。

議 長

他にありませんか。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第35号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。
今月の許可申請は1件です。

申請地は、大字乙吉地内、登記地目、田が1筆、登記地積9.07㎡です。事業全体としては、隣接宅地を含めた264.62㎡です。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路、住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、その他2種農地に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を購入し、隣接宅地と一体で一般住宅1棟と車庫1棟の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画等、確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、14番の霜鳥 勝範委員より、お願いいたします。

14番 乙吉地内に5条申請があり、8月2日、事務局と推進委員の杉原さんとで現地確認しました。
詳細については、事務局の説明の通りです。
特段問題ないと思われるので、よろしく審議お願いします。

議 長 それでは、議案第36号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第37号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第37号 農地法の適用を受けない事実確認願については、7ページをご覧ください。
今月の確認願は、1件です。

申請地は、大字小局地内、登記地目、田が1筆、登記地積515㎡、畑が10筆で登記地積合計1,021㎡、田畑合計で11筆、登記地積合計1,536㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、所有者が昭和61年に市内転居し、それ以降、保全管理を行ってきましたが、平成12年頃から労力がなくなったため、20年位耕作されず、周囲とともに山林原野化している状況を現地確認しました。

以上ですが、現地の状況や周囲の環境などの状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、15番の生井 一広委員より、お願いいたします。

15番 議案第37号 農地法の適用を受けない事実確認願の1番についてですが、8月12日に、堀川推進委員さんと、事務局とで現地確認をしました。

現地については、市道や住宅から下がっている傾斜地で、雑木が生い茂り、長い間、耕作されることなく現在に至っている様子で、周囲とともに原野化していることを確認しました。

申請の通り、非農地と判断して問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第37号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第37号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第37号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第38号「農用地利用集積計画について」を上程します。
議案第38号のうち、29番は農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、最初に29番を除く1番から28番までの28件を上程します。事務局の説

明をお願いします。

事務局

では8ページ、議案第38号、農用地利用集積計画についてをご覧ください。

今月は新規設定28件、再設定1件の合計29件です。

まずは、そのうち新規分28件についてご説明させていただきます。

1番は、9月からの賃借開始ですが、貸付人・借受人両者合意のもとで、委託により、今年の作付けは行われています。

8ページ、2番から11ページ、27番は、これまで法人と妙高市、貸付人の3者での契約だったものを、法人と貸付人の相対での契約に変更するものです。

平成21年に農地法が改正されるまでは、一般企業が農地を賃借するには、市が農地所有者から農地を一旦借り、その後、市から法人へ貸し付けする必要がありました。

今回、法人の社長が交代となったことから、相対で新たに契約を結び直し、新しいスタートを切りたいということです。

契約内容や賃借期間については、貸付人・借受人双方の両者合意のものとなっています。

また、遠方に住んでいる相続人の同意が間に合わず、来月以降に6件、11筆分の提出が予定されています。

内訳につきましては、12ページ、下の参考についてをご覧ください。

次に28番については、貸付人が高齢となり、来年からの作付けを法人に依頼したものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

それでは、議案第38号の1番から28番について質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長

2番から28番までの同じ譲受人なんですが、この契約全部20年ということで、20年契約になっておるんですが、この20年という契約の事例ってあるんでしょうか。

事務局

今回、借受人が法人ということなんですが、市内の法人の多くは、農地中間管理機構を使うということで、やっぱり10年が一番長いのかなと、また、個人同士の貸し借りの場合ですと、実は、過去5年間振り返ってみますと、1件だけ、20年っていう個人対個人の契約というものがありませんでした。以上です。

議 長

他にありませんか。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長

これより、議案第38号「農用地利用集積計画について」のうち、1番から28番を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号のうち、1番から28番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長

続きまして、同じく議案第38号「農用地利用集積計画について」のうち、29番を上程します。

29番については、15番の生井 一広委員に関する案件であります。生井委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【生井委員 退席】

議 長 それでは議案第38号、農用地利用集積計画のうち、29番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、12ページ、29番についてご説明します。
内容については、再設定であり、対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま
す。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第38号の29番について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第38号「農用地利用集積計画について」のうち、29番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第38号のうち、29番については、市長に要請することに決定いたしました。
それでは、生井委員の退席を解除いたします。

【生井委員 復席】

議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて第30回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之